

平成 27 年 9 月 11 日

総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」
(平成 25 年 10 月 1 日付諮問第 1218 号) 答申(案)に対する意見

ページ	23 ページ (2) 国が取り組むべき方策 ア ユニバーサルサービス提供に資する環境整備 <2 段落目>
意見	「や金融のユニバーサルサービスの安定的な確保に資するための消費税の特例措置」および注記 9 を削除すべき。
理由	<p>答申(案)では、消費税の特例措置が必要な理由として、当該消費税は、窓口業務を一体で行う金融機関にはない追加的な負担であり、こうした状況が継続すれば、将来的に関連銀行等の担い手がなくなり、金融のユニバーサルサービスの提供に支障が生じることが挙げられている。</p> <p>しかしながら、民間金融機関も窓口業務委託を行っている場合には同様に業務委託手数料に対する消費税を負担している。ユニバーサルサービスの提供義務が日本郵政および日本郵便に対して課されているにもかかわらず、関連銀行等を対象として消費税の特例措置が適用された場合、税制優遇の恩恵を受ける当該関連銀行等とそれ以外の民間金融機関との公正な競争条件が確保されない。</p>

ページ	<p>26～27 ページ</p> <p>(2) その他の中長期的に検討すべき方策</p> <p>ウ 郵便局ネットワーク（銀行窓口・保険窓口も含む）維持に係るコスト負担の在り方</p> <p><最終段落></p>
意見	<p>「その際には、我が国の郵政事業においては金融のユニバーサルサービスの提供義務という諸外国には事例のない特殊性があることにも十分留意が必要である。」のあとに、以下の文を追加すべき。</p> <p>「また郵政事業のユニバーサルサービスに係るコストが、金融二社が本来支払うべき適正な手数料水準を超えて転嫁されることで、金融二社の経営の健全性、ひいては金融システムの安定性に悪影響を及ぼすことのないよう十分に留意する必要がある。」</p>
理由	<p>仮に、郵便局ネットワーク（銀行窓口・保険窓口も含む）維持に係るコストが株式会社ゆうちょ銀行および株式会社かんぽ生命保険（以下、金融二社）を含む日本郵政グループ全体の収益により賄われることとなれば、金融二社の経営にユニバーサルサービス実施に伴うリスクが波及する懸念がある。</p> <p>銀行法において異事業のリスク混入阻止等の観点から他業禁止規制が課されている趣旨も踏まえ、ユニバーサルサービスに係るコストが、金融二社が本来支払うべき適正な手数料水準を超えて転嫁されることで金融二社の経営の健全性、ひいては金融システムの安定性に悪影響を及ぼすことのないよう十分に留意する必要がある。</p>

以 上